

令和7年12月9日招集

令和7年第10回琴浦町議会定例会

【諸般の報告】

報告第23号 専決処分について〔建設工事請負変更契約の締結について(町道立石台街路1号線道路改良工事)〕

報告第23号

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、
つぎのとおり専決したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

1 建設工事請負変更契約の締結について

〔町道立石台街路1号線道路改良工事〕

令和7年12月9日 提出

琴浦町長 福本まり子

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、
下記事件を別紙のとおり専決する。

記

建設工事請負変更契約の締結について

[町道立石台街路1号線道路改良工事]

令和 7 年 1 1 月 2 8 日

琴 浦 町 長 福 本 ま り 子

令和7年10月30日付の第1回変更契約で議決を得た、町道立石台街路1号線道路改良工事について、「議会の権限に属する事項中、町長において専決処分すべき事項の指定について」の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

○第2回変更契約後

工 事 名：町道立石台街路1号線道路改良工事

工 事 場 所：琴浦町大字八橋

工事完成期限：令和8年3月27日

請 負 金 額：59,183,300円

契約の方法：指名競争入札

契 約 者：【氏名】株式会社 チュウブ

【住所】鳥取県東伯郡琴浦町大字逢東1061番地6

【代表者】代表取締役社長 小柴 雅央

変更後	変更前
<u>3 工事完成期限 令和8年3月27日</u>	<u>3 工事完成期限 令和8年1月9日</u>

備考 変更部分は下線の部分である。

【工期延長理由】

当初計画を見直す必要が生じたことによる増額の変更契約の結果、擁壁工の設計内容見直し及び実施工程の組み直しを行ったところ、工期内の完成が困難となったため。